

建設業退職金共済制度にかかる事務手続きについて

令和3年7月制定

令和8年8月改定

1 建設業退職金共済制度への加入

受注者は、特記仕様書に記載又は三重県共通仕様書の適用により定めるところにより、建設業退職金共済制度（以下、建退共制度という。）に該当する場合は同制度に加入してください。

なお、契約金額が500万円未満の場合には以下の書類提出等は求めませんが、工事費の積算において掛金相当額を現場管理費として計上しているため、建退共制度への加入は必要となります。

2 契約締結時の提出書類

契約金額が500万円以上の工事の受注者は、必要な枚数の共済証紙を購入し、原則として契約締結後1ヶ月以内に、取扱機関から交付される掛金収納書を「掛金収納書提出用台紙（様式 11-工）」に添付して発注課に提出してください。ただし、電子申請方式により退職金ポイントを購入する場合は、契約締結後原則として40日以内に電子申請専用サイトで発行される「掛金収納書（電子申請方式）」を添付してください。

なお、受注者が工事の一部を下請に付した場合は、下請業者が雇用する対象労働者に係る共済証紙（以下、退職金ポイントを含む。）も併せて購入してください。

自社で退職金制度がある又は既に共済証紙を保有している等により、証紙を購入しない又は購入額が不足する場合は、「共済証紙（無購入・購入不足）理由書（様式 14-工）」を提出してください。

3 共済証紙購入額

建設現場ごとの就労予定延べ人数を的確に把握し、以下により算出した額を購入してください。

就労予定延べ人数×共済証紙販売価格（320円）

ただし、的確な把握が困難な場合は、以下により算出した額を購入してください。

請負代金額×購入率(1.1/1000~4.8/1000)※×(労働者の加入率÷70%)

なお、受注者の判断で従来の算出方法である「請負代金額×1.7/1000」を購入額の根拠として使用することは可能です。

※購入率の考え方

工事種別 総工事費	土 木					
	舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000 ～ 9,999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000 ～ 49,999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000 ～ 99,999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000 ～ 499,999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000 千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 総工事費	建 築		設 備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
1,000 ～ 9,999千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000 ～ 49,999千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000 ～ 99,999千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000 ～ 499,999千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000 千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

例：請負代金額 5,000 万円の土木・舗装工事で労働者の建退共制度加入率が 50%の場合
 $50,000,000 \times 2.9/1000 \times (50\% \div 70\%) = 103,571$ 円

工事種別の分類については、建退共ウェブサイトを参照してください。

(https://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/faq/koukyoukouji/index.html#faq_e1_6)

(参考：従来の算出方法)

共済証紙購入額 = 請負代金額 × 共済証紙購入代金率※

※共済証紙購入代金率：工事種別に関わらず 1.7/1000 以上

上記の計算式で算出した値を共済証紙販売価格で除し、少数点以下を増額調整した後
 に再度乗じ、共済証紙販売価格で割り切れる額とします。

計算例（請負代金額 5,000 万円の場合）

$$50,000,000 \text{ 円} \times 1.7/1000 = 85,000 \text{ 円}$$

$$85,000 \text{ 円} \div 320 \text{ 円} = 265.625 \rightarrow 266 \text{ 日}$$

$$266 \text{ 日} \times 320 \text{ 円} = 85,120 \text{ 円}$$

4 共済証紙等の管理

購入した共済証紙は、「工事別共済証紙受払簿」（様式 13-工）を作成して購入枚数や
 交付枚数を管理してください。また、適切に対象労働者の就労状況等を把握し、共済証
 紙の交付等を行ってください。

対象労働者の就労日数が当初の予定より増加したこと等により共済証紙が不足する場
 合は、必要な数量を追加購入し、当該購入にかかる「掛金収納書提出用台紙」に添付し
 た掛金収納書、又は「共済証紙（無購入・購入不足）理由書」を工事完成時までに提出
 してください。

工事費が増えても、必要な日数分購入している場合、共済証紙の追加購入は不要です。

また、共済証紙の購入状況を把握するため、必要に応じて関係書類の提示を求める場合があります。

5 工事完成後の提示書類

工事完成報告時に「掛金充当実績総括表（様式 12-工）」を発注課に提示してください。この時、掛金充当日数と証紙購入日数に概ね齟齬がないことを確認してください。

また、事務手続きの履行状況を確認するため、必要に応じて「工事別共済証紙受払簿（様式 13-工）※電子申請方式の場合は「掛金充当書」や「被共済者就労状況報告書」又はその他附属書類の提示を求める場合があります。

6 建設キャリアアップシステムの活用

建設キャリアアップシステム（以下、CCUS という。）に事業者登録を行っている受注者は、カードリーダーの設置等の就業履歴が蓄積可能な環境整備に努めてください。

また、CCUS の活用により対象労働者の就労状況等を適切に把握し、就業履歴数と対象労働者の就労状況報告との間で齟齬が生じないようにご注意ください。